

## 法令に基づく要配慮者利用施設の避難体制の強化について

### 1 概要

平成 29 年 6 月の水防法及び土砂災害防止法の改正に基づき、要配慮者利用施設（※）の避難体制の強化について、避難確保計画の作成・提出と訓練実施が義務化された（消防法に基づく消防計画の作成と訓練実施の義務化と同じ取扱い）。

このことを踏まえ、島田市として市内の要配慮者利用施設管理者等に対し、避難確保計画の作成・提出等を求めるものである。

※「要配慮者利用施設」：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

#### 資料 1 要配慮者利用施設の管理者等の避難確保計画の作成等の義務化について

### 2 島田市の対応

- (1) 平成 28 年の台風 10 号による岩手県岩泉町の老人福祉施設での災害死亡事案を踏まえ、同年 10 月 25 日及び 28 日の 2 日間 4 回に亘り、市内約 160 箇所の社会福祉施設管理者等を対象に、避難確保計画作成に関する説明会を行い、計画作成と訓練実施を促した。（説明会参加施設は約 120 箇所）
- (2) 市は、約 140 の社会福祉施設、放課後児童クラブを対象として、洪水等に伴う避難情報の伝達訓練を、毎年 2 回行っている。
- (3) 近年の短時間激しい豪雨・台風及びこれによる土砂災害や急激な河川水位の上昇と浸水等発生、国交省による 1000 年に 1 度の大雨に伴う大井川洪水による想定最大浸水深の公表、県土木事務所による大井川水系の 1000 年に 1 度の大雨等による想定最大浸水深の見直し作業を踏まえ、原則として市内の全ての要配慮者利用施設を対象に、避難体制の整備を求めることとした。

市内の全ての要配慮者利用施設を対象としたのは、最悪の事態を考慮して、施設利用者の安全確保を図ることが、施設管理者等の責務であることを踏まえたことによる。

ア 現行の市の土砂災害や洪水ハザードマップは、県の大井川水系中小河川の想定最大浸水深の検討進捗や土砂災害警戒区域指定の進捗結果に基づき、改訂していく予定であること。

イ 過去の災害はハザードマップ（被害想定）を超えた災害により人的被害が発生していること。

#### 資料 2 避難確保体制整備の対象となる配慮者利用施設一覧表

- (4) 市として、本通知に基づき、避難確保計画が完成している施設に対しては当該計画の速やかな提出を求め、計画未作成の施設に対しては、市が提示する簡易的な避難確保計画の提出を求めることとした。

そのうえで、施設管理者等の計画による避難確保計画に基づく訓練の実施を求めるとともに、市として、施設管理者の要請に応じ避難確保計画の作成や訓練実施について、

必要な支援を行い、逐次実効性のある体制を整備していくこととした。

### 3 本通知をもって要配慮者利用施設管理者等に求める避難体制整備に関する事項

#### (1) 避難確保計画の作成・市への提出

次のいずれかの方式で計画を作成し、市の当該施設所管課へ提出する。

##### ア 方式一

既に、国の避難確保計画作成の手引き書等に基づき具体的に計画を作成している場合は、最終的に点検して、当該計画を提出する。

##### イ 方式二

消防法に基づく消防計画等の既存の計画への追記によって避難確保計画を作成し、提出する。(資料1のP.8～P.9を参照)

##### ウ 方式三

市が提示するワークシートに必要事項を記述し、当面の暫定的な計画を作成し、提出する。

この際、学校・保育施設及び通所型の社会福祉施設は、資料3の「パターンC」までを計画する。また、正式な計画を平成30年度末を目途に作成し、提出する。

① 資料3 要配慮者利用施設避難確保計画（暫定版）に含めるべき事項

② 資料4 要配慮者利用施設避難確保計画（暫定版）の一例

③ 資料5 要配慮者利用施設避難確保計画（暫定版）ワークシート

#### (2) 避難確保計画に基づく訓練実施

施設独自の訓練や市が計画する防災訓練と連動し、行政機関・住民との連携訓練を行う。この際、地図・要図を使つてのイメージアップのための図上訓練、関係者で現地を移動しながら動きを確認する現地訓練、訓練シナリオに基づき施設利用者を含めて、実際に避難行動を行う実動訓練、避難行動のネックとなる部分に特化して行う機能別訓練等、施設の特性・実情に応じた訓練要領を工夫する。

### 4 避難確保計画の島田市への提出

#### (1) 提出先

各要配慮者利用施設の所管課

#### (2) 提出期限

6月29日（金）

#### (3) 提出様式

任意：同封した計画の記入例に従って作成する。

#### (4) 提出方法

文書提出、又はCD等の記憶媒体・メールによるデータでの提出。

## 5 その他

### (1) 避難確保計画作成のための参考

- ア 「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊」  
（作成支援編・様式編）  
「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」  
<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>
- ウ 静岡県地理情報システム GIS（最大震度、液状化危険度、土砂災害警戒区域）  
<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>
- エ 島田市洪水ハザードマップ（浸水深）  
<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kikitaisaku/kouzui.html>
- オ 大井川想定最大浸水深  
[http://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/06\\_bousai/01\\_map/map.html](http://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/06_bousai/01_map/map.html)

- ### (2) 要配慮者利用施設避難体制の整備に関する事項の市ホームページへの掲載
- 「防災情報」の欄に本通知文書及び国関係機関ホームページへのリンクを掲載